

船舶事故調査報告書

令和3年12月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和2年11月22日 08時10分ごろ
発生場所	北海道豊浦町豊浦漁港南方沖 豊浦港南防波堤南灯台から真方位220°27.4m付近 （概位 北緯42°34.7′ 東経140°42.4′）
事故の概要	漁船第五十八福恵丸は、北北東進中、また、プレジャーボートマーメイドⅢは、漂泊中、両船が衝突した。 マーメイドⅢは、船長が負傷し、船尾部外板に亀裂等を生じ、また、第五十八福恵丸は、球状船首部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和2年11月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第五十八福恵丸、7.3トン HK2-21717（漁船登録番号）、北海道漁船リース 13.16m(Lr)×3.58m×1.41m、FRP ディーゼル機関、540kW（動力漁船登録票による）、平成12年7月25日 B プレジャーボート マーメイドⅢ、5トン未満（長さ3.64m） 202-3426北海道、個人所有 3.64m(Lr)×1.47m×0.62m、FRP ガソリン機関（船外機）、5.9kW、平成6年7月12日
乗組員等に関する情報	A 船長A 52歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成元年10月13日 免許証交付日 令和元年7月4日 （令和6年10月12日まで有効） B 船長B 70歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年4月14日 免許証交付日 平成27年12月24日 （令和3年6月20日まで有効）

死傷者等	A なし B 重傷 1人（船長B）
損傷	A 球状船首部に擦過傷 B 船尾部外板に亀裂、船外機が脱落
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約12℃
事故の経過	<p>A船は、船長A及び甲板員1人が乗り組み、船長Aが管理するほど貝養殖けたの補修作業の目的で、令和2年11月22日07時00分ごろ豊浦漁港を出港し、同漁港南方沖に設置された数箇所の養殖けたを移動して作業を行っていたところ、船長Aが西風が強まってきたのを認めて作業を中止し、帰航を開始した。</p> <p>船長Aは、ふだんと同様に操舵室内ほぼ中央にあるGPSプロッタの船尾方（以下「本件立ち位置」という。）に立ち、主機及び舵を操作できるリモコンを使用した手動操舵により操船に当たり、養殖けたの間を低速力で東進した。</p> <p>船長Aは、A船が豊浦港南防波堤南灯台と豊浦漁港の島堤西端にある旧豊浦港南島堤灯台（廃止済み）間の港口（以下「本件港口」という。）の南南西方1,800m付近に達した後、本件港口へ向けて進路を定め、約17ノット（kn）に速力（対地速力、以下同じ。）を上げて北北東進を開始した。</p> <p>船長Aは、本件港口へ向けて北北東進を始める際、本件立ち位置からは操舵室前方至近にある、頂部の直径約25cmのキャプスタンにより船首方が見えづらい状況であったものの、出港時に本件港口付近に他船を見かけなかったこと、及び秋さけを目当てにしている釣り船は沖で釣りをする筈だと考えていたので、前路に他船はいないと思い、視界が良好だったこともあって、本件立ち位置で目視による見張りを続けた。（写真1参照）</p> <div data-bbox="587 1568 1356 1971" data-label="Image"> </div> <p>写真1 A船の船首方の見通し状況（係留時）</p>

	<p>船長Aは、本件港口へ向けて北北東進を続けていたところ、08時10分ごろ、軽い衝撃を感じたので流木に当たったのかと思い、周囲を見回して船尾方にB船と海上に浮かんでいる船長Bを発見し、A船がB船と衝突したことに気付いた。</p> <p>船長Aは、甲板員と共に船長Bを救助し、A船でB船をえい航して豊浦漁港に帰港した。</p> <p>B船は、右舷中央部の舷縁上高さ約1mのところ、係留場所が記載された白色のプラスチック板を掲げ、船長Bが1人で乗り組み、赤色の固型式の救命胴衣を着用し、07時を告げるサイレンを聞いた後、釣りの目的で、豊浦漁港内のマリーナを発進して、本事故の前週に釣果があった、本件港口の南方付近の釣り場に向かった。</p> <p>船長Bは、釣り場に達した後、船外機を中立運転として漂泊を開始し、ゆっくりと西方に流され、陸岸近くに達すると船外機を使用して潮上りを行うことを繰り返しながら釣りを行った。</p> <p>船長Bは、潮上りを行った後、本件港口の南方200m付近で、船首を西方に向け、船外機を中立運転として漂泊し、船尾付近に置いた救命浮環の上に座布団を敷いて腰を掛け、両舷に1本ずつ竿を出して釣りを行っていたところ、08時09分ごろ、左舷方から接近するA船を目視により認めた。</p> <p>船長Bは、釣りをしている間に通り掛かった漁船2～3隻が、50m付近まで接近した後、B船を避けて豊浦漁港に入港し、また、これまで豊浦漁港付近で釣りを行っていたときに漁船が接近した際にも、漁船側が漂泊中のB船を避けてくれていたので、A船もそのうちにB船を避けてくれるものと思い、A船の動きを見ながら釣りを続けた。</p> <p>船長Bは、A船が約50mの距離となっても進路を変えずに接近を続けたのでパニック状態となり、立ち上がって手を振り、大声で叫んだものの、A船の進路は変わらず、A船の船首部とB船の船尾端付近が衝突し、衝突の衝撃により海に投げ出された。</p> <p>船長Bは、救助されたA船の船上から自身の携帯電話で118番に本事故発生を通報した後、豊浦漁港付近に在住している知人に事故の発生を連絡した。</p> <p>船長Bは、船長Bの知人が要請した救急車により病院に搬送され、右脛骨骨幹部骨折、右下腿挫創と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真2 A船の状況、写真3 B船の状況 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、レーダーを0.5海里(M)レンジのノースアップで作動させていたものの、視界が良好だったので、目視により見張りを行っていた。</p> <p>船長Aは、ふだん、本件立ち位置から適宜移動する等して船首方の見張りを行っていたが、本件港口に向けて北北東進する際、前路に他</p>

	<p>船はいないと思っていたので、本件立ち位置で操船を続けていた。</p> <p>A船の甲板員は、救命胴衣を着用し、操舵室後方の暴露甲板上で待機していたので、B船の存在に気付かなかった。</p> <p>船長Aは、本件立ち位置から目視による見張りを行っていたものの、キャプスタンの影になり、船体の小さいB船に気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、A船に気付いた際、衝突の危険があると分かっていたら、中立運転中の船外機に手が届く位置で釣りをしていたので、直ちに避航することはできたと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A あり、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、本件港口に向けて北北東進中、船長Aが、前路に他船がいないと思い、操舵室前方至近にあるキャプスタンにより船首方が見えづらい本件立ち位置で操船しながら同じ針路で航行を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、出港時に本件港口付近に他船を見かけなかったこと、及び釣り船は沖で釣りをする筈だと考えていたことから、前路に他船がいないと思い、視界が良好だったこともあって、船首方が見えづらい本件立ち位置で操船にあたり、目視により見張りを行っていたものと考えられる。</p> <p>B船は、本件港口付近において、漂泊中、船長Bが、接近するA船がB船を避けてくれると思い、釣りをしながら漂泊を続けたことから、約50mに接近したA船に対し、立ち上がって手を振り、大声で叫んだものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本件港口付近において、A船が北北東進中、B船が漂泊中、船長Aが、前路に他船がいないと思い、操舵室前方至近にあるキャプスタンにより船首方が見えづらい本件立ち位置で操船しながら同じ針路で航行を続け、また、船長Bが、接近するA船がB船を避けてくれると思い、釣りをしながら漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、前路に他船がいないと思い込むことなく、船首方が見えづらい場合は見張りを行う位置を移動して視界を確保する、レーダーを併用するなどして、常に適切な見張りを行うこと。 ・船長は、漂泊中であっても、接近する他船を認めた際は、他船が避けてくれると思わず、必要に応じて衝突を避けるための措置をとること。

	<ul style="list-style-type: none">・ 港口付近は、入出港船が頻^{ひんぱん}に航行するので、釣り等を行わないこと。・ 港口付近を航行する船舶は、十分に減速すること。・ 長さ12m未満の船舶は、汽笛及び号鐘を備えない場合、有効な音響による信号ができる措置を講じておくこと。
--	--

付図1 事故発生経過概略図

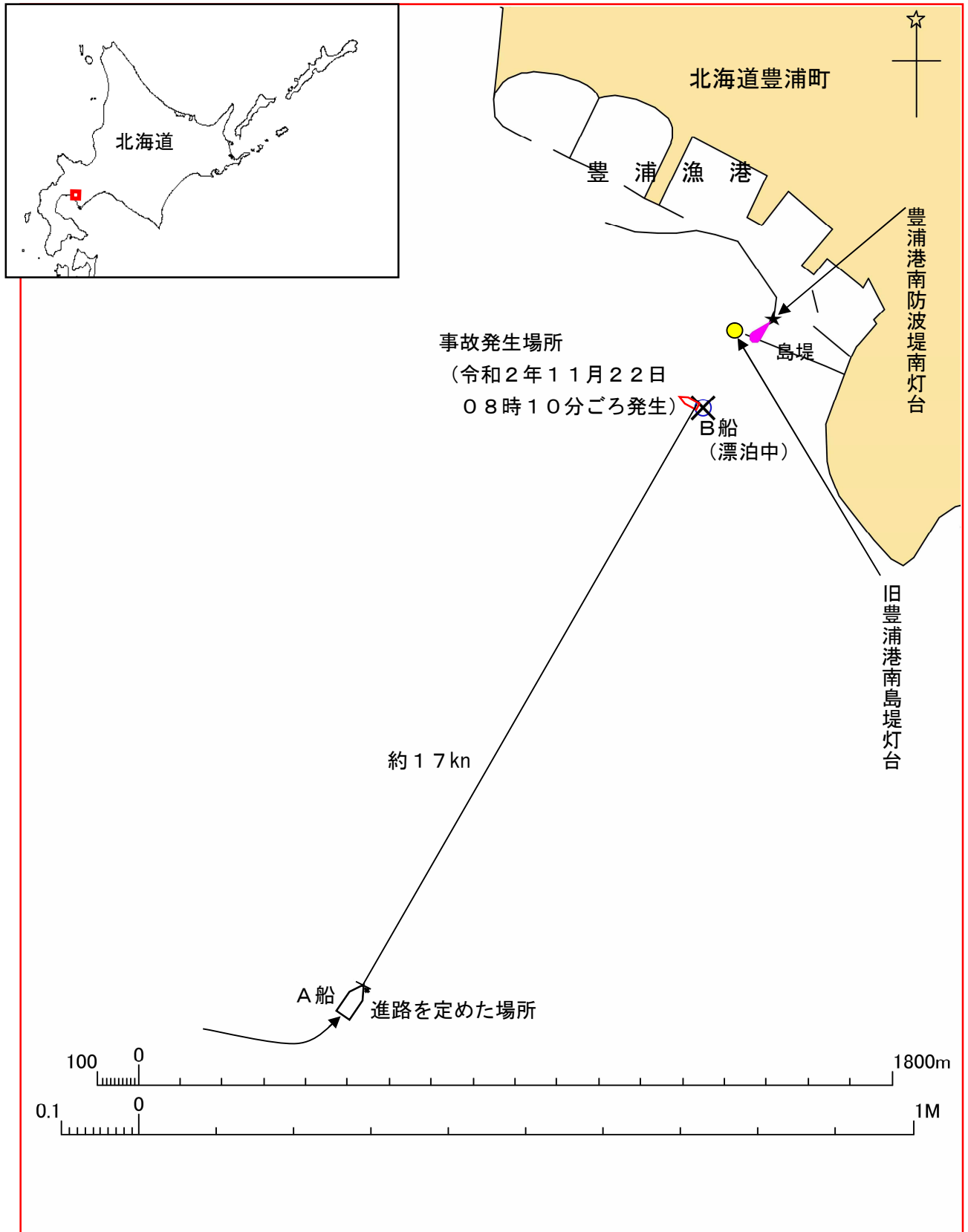


写真2 A船の状況



写真3 B船の状況

